

○下田市移住・就業支援補助金交付要綱

令和元年6月26日告示第24号

改正

令和2年3月11日告示第48号
令和3年3月29日告示第24号
令和3年5月19日告示第71号
令和3年10月8日告示第129号
令和4年3月25日告示第25号
令和5年3月20日告示第23号
令和5年9月6日告示第86号
令和6年3月11日告示第12号
令和7年3月24日告示第28号
令和8年3月31日告示第59号

下田市移住・就業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田市（以下「市」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住して就業、起業等をした者に対し、予算の範囲内において、下田市移住・就業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知。以下「要領」という。）、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）その他の法令及び関係通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、市へ住民票を異動し、生活の本拠を市へ移すことをいう。

2 この要綱において「中小企業等」とは、補助金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

4 この要綱において「起業支援金」とは、要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において、第1号に規定する要件を満た

す者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たし、かつ、世帯向けの申請をする場合にあっては第6号の要件を満たすものを対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと（ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、就業及び関係人口に関する要件に該当する者は、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「移住支援金」という。）を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、下田市が認める場合を除く。

(エ) 移住元市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。

(オ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、静岡県が移住支援金の対象として「静岡県移住・就業支援金求人サイト」又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。

- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、補助金の申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。
 - (エ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
 - (オ) 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、補助金の申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ア 所属先である中小企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での勤務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、通勤しない。)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ 内閣府地方創生室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先である中小企業等からの資金提供を受けていないこと。
- (4) 関係人口に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
- ア 下田市の移住体験ツアーに参加した者若しくは下田市内の小学校又は中学校を卒業した者であること。
 - イ 農林水産業に就業する者若しくは家業を承継する者又は事業承継をする者(第三者)であること。
- (5) 起業に関する要件 起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。
- (6) 世帯に関する要件(世帯向けの申請をする場合に限る。) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ア 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であることであること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、市長が別に定める日までに、下田市移住・就業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の申請は、同一世帯で1回限り(第3条第1号ウ(ウ)のただし書に該当する場合は除く。)とする。

(1) 誓約書兼同意書(様式第1号の2)

(2) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認ができる書類の写し

(3) 移住先の住民票(世帯向けの申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員分)

(4) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員分)

(5) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書

(6) 別表2に定める証明書類等

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、下田市移住・就業支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の申請日から5年以内に市での居住が困難となった場合又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(実績報告書等の省略)

第8条 市長は、第5条各号に掲げる書類の提出をもって、実績報告を受けたものとみなす。

2 市長は、第6条に規定する決定通知書をもって、当該補助金に係る確定通知を行ったものとみなす。

(請求)

第9条 第6条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補

助金を請求しようとするときは、同条に規定する決定通知を受けた日から起算して10日以内に下田市移住・就業支援補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（決定通知書の再交付）

第10条 交付決定者は、紛失等の理由により第6条に規定する決定通知書の再交付を必要とするときは、下田市移住・就業支援補助金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、再交付を認めたときは、下田市移住・就業支援補助金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満に市から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月11日告示第48号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示による改正後の下田市移住・就業支援金交付要綱第3条第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日告示第24号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示による改正後の下田市移住・就業支援補助金交付要綱第3条第1号ア（ウ）、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者（第2号イ

の場合にあつては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者) について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年5月19日告示第71号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年10月8日告示第129号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第25号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、令和4年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月20日告示第23号)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和5年4月1日以後に移住した者について適用し、令和5年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年9月6日告示第86号)

1 この告示は、令和5年11月9日から施行する。

2 この告示による改正後の下田市移住・就業支援金交付要綱第3条第1号イ(イ)、同条第4号及び同条第6号エの規定は、令和5年11月9日以降に移住した者について適用し、令和5年11月8日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月11日告示第12号)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の下田市移住・就業支援補助金交付要綱の第3条第1号ア、同条第2号イ(イ)及び第5条の規定は、令和6年4月1日以降に移住した者について適用し、令和6年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日告示第 28 号）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の下田市移住・就業支援金交付要綱の第 2 条第 3 項、第 3 条の第 1 号ウ(ウ)、同条第 3 号イ、同条第 4 号、第 5 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に移住した者について適用し、令和 7 年 3 月 31 日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日告示第 59 号）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の下田市移住・就業支援金交付要綱の第 2 条第 3 項、第 3 条の第 1 号ウ(ウ)、同条第 3 号イ、同条第 4 号、第 5 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以降に移住した者について適用し、令和 8 年 3 月 31 日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の世帯員一人につき100万円を加算

※ 「18歳未満の世帯員」とは、申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において18歳未満であるものをいう。

別表 2（第 5 条関係）

区分	証明書類等
補助金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（様式第 2 号）
補助金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（テレワーク）（様式第 2 号の 2）又は就業時間の証明書（移住・就業支援補助金（テレワーク）の申請用）（様式第 2 号の 3）
補助金（テレワークの場合）の交付を受けようとする個人事業主	業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類）、開業届の写し又は確定申告書の写し、申請前 3 か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定

	申告書の写しで代替可)
補助金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者	下田市の移住体験ツアーへの参加を証する書類又は卒業校を確認できる書類及び就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（様式第2号）又は農林水産業に就業、家業を承継若しくは事業承継したことを確認できる書類
補助金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区内の企業等へ通勤していた者	通勤していた東京特別区内の企業等の就業証明書その他の移住元における在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主	履歴事項全部証明書、開業届の写しその他移住元での在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ）	在学期間及び卒業校を確認できる書類並びに移住元における在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類